

# アナログ規制の点検・見直し方針

令和6年6月3日  
政策調整部情報政策課DX推進室  
総務部行政改革推進課

## 目次

アナログ規制の点検・見直し方針 .....	1
1 はじめに.....	3
2 点検・見直しの目的.....	4
3 点検・見直しの推進体制 .....	5
4 点検・見直しの対象範囲 .....	6
5 点検・見直しの進め方 .....	7
(1) 対象となる規制の洗い出し .....	7
(2) 規制根拠の分類.....	7
(3) 規制の類型化・フェーズの区分.....	7
(4) 規制の見直し工程表の策定.....	7
(5) 規制の見直しの実施 .....	7
6 類型化とフェーズの区分の考え方.....	8
(1) 「目視」規制.....	8
(2) 「実地監査」規制.....	8
(3) 「定期検査・点検」規制.....	9
(4) 「常駐・専任」規制 .....	9
(5) 「対面講習」規制.....	9
(6) 「書面掲示」規制.....	10
(7) 「往訪閲覧・縦覧」規制.....	10
7 進行管理 .....	11
(1) 工程表の策定.....	11
(2) 各部局等における進行管理 .....	11
(3) 全体の進行管理.....	11

# 1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化とその利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

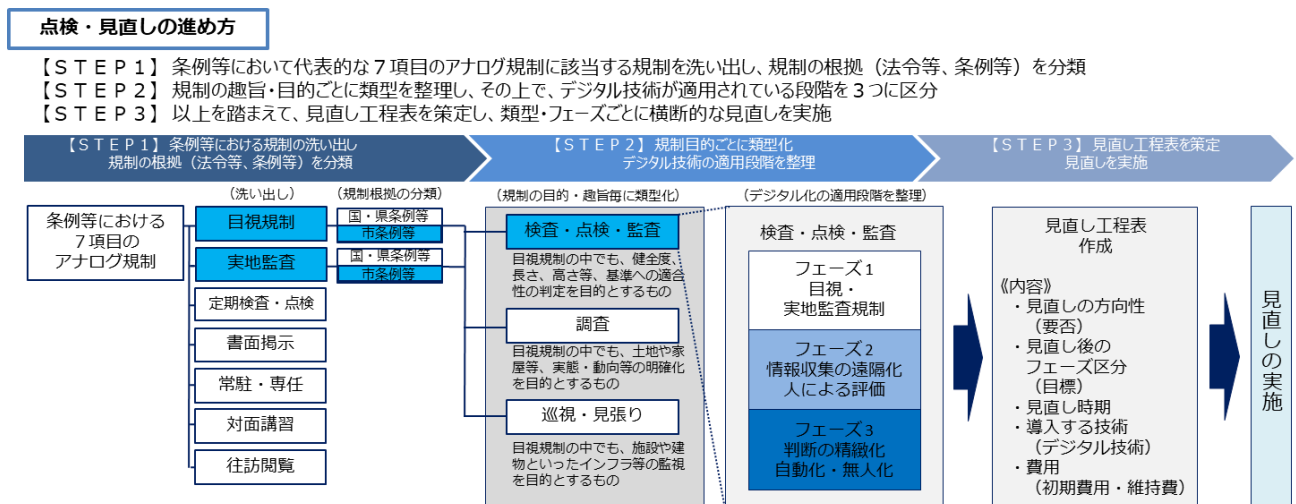
少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

国では、国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるよう、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進めているところである。

本市においても、国の動きを踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

## <点検・見直しの進め方イメージ>



## 2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下、「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組み、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、市の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

### 【参考：構造改革のためのデジタル原則】

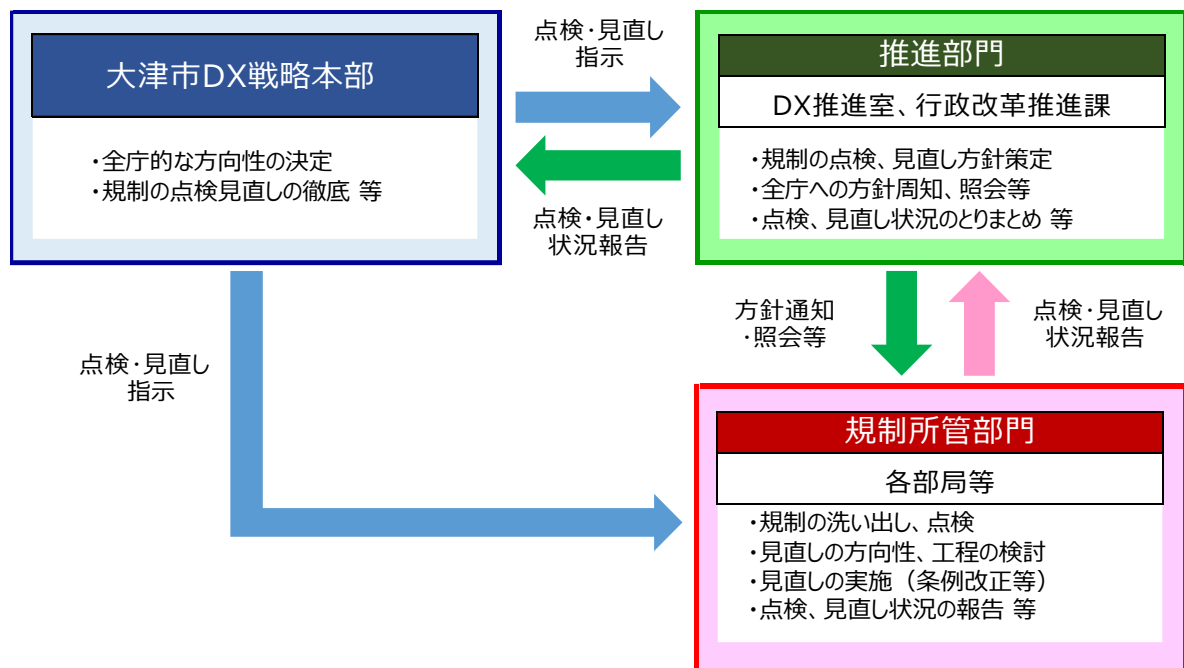
デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

### 3 点検・見直しの推進体制

大津市DX戦略本部において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。また、情報政策課DX推進室及び行政改革推進課を推進部門として、点検・見直しの取りまとめ等を行い、各部局等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。

<推進体制イメージ図>



## 4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制 7 項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制 7 項目に該当する規定を対象とする。

また、当該 7 項目に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

### <代表的なアナログ規制 7 項目>

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

#### 【参考：代表的なアナログ規制である 7 項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会））の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つひとつの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

## 5 点検・見直しの進め方

### (1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制）を洗い出す。（なお、条例と規則に関しては、情報政策課DX推進室において、アナログ規制に該当し得る単語等を黄色着色しているのので、適宜参考にすること。）

### (2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか）を分類する。

#### 【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

### (3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分する。

#### 【類型化・フェーズの区分の必要性】

##### ◆ 類型化

⇒点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

##### ◆ フェーズの区分

⇒ IoT 等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

### (4) 規制の見直し工程表の策定

5(1)から(3)により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定。

### (5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施。

## 6 類型化とフェーズの区分の考え方

国の法令や県の条例等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国や県における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用し、次のとおりとする。

### (1) 「目視」規制

例：大津市空家等の適正管理に関する条例

(法定外空家等の立入調査等)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、法定外空家等の所在及び当該法定外空家等の所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化

### (2) 「実地監査」規制

例：大津市固定資産評価審査委員会の審査に関する規程

(実地調査)

第11条 委員会は、必要があると認める場合においては、実地調査をすることができる。

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化



### (3)「定期検査・点検」規制

例：大津市監査委員条例

(監査等の範囲及び目的)

第2条(5) 例月出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。)会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

類型	内容
類型1	第三者検査
類型2	自主検査
類型3	調査・測定

フェーズ	内容
フェーズ1	定期検査・点検規制
フェーズ2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
フェーズ3	定期の検査・調査・測定の撤廃

### (4)「常駐・専任」規制

例：大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(許可の基準)

第16条(14) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、小規模埋立て等にあつては、この限りでない。

類型	内容
類型1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型2	主としてモノのチェック等のための専任
類型3	主として人への対応のための常駐
類型4	主として人への対応のための専任

フェーズ	内容
フェーズ1	常駐・専任規制あり
フェーズ2	デジタル技術等の活用による規制緩和
フェーズ3	常駐・専任規制なし

### (5)「対面講習」規制

例：大津市屋外広告物条例

(講習会)

第36条 市長は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

類型	内容
類型1	講習

フェーズ	内容
フェーズ1	対面規制あり又は解釈不明確

フェーズ2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
フェーズ3	デジタル完結

## (6)「書面掲示」規制

例：大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(標識の掲示)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

類型	内容
類型1	公的証明書等の掲示
類型2	公的証明書等以外の情報の掲示

フェーズ	内容
フェーズ1	デジタル化を一切許容しない
フェーズ2	一部許容している
フェーズ3	デジタルによる掲示を基本とする

## (7)「往訪問覧・縦覧」規制

例：大津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

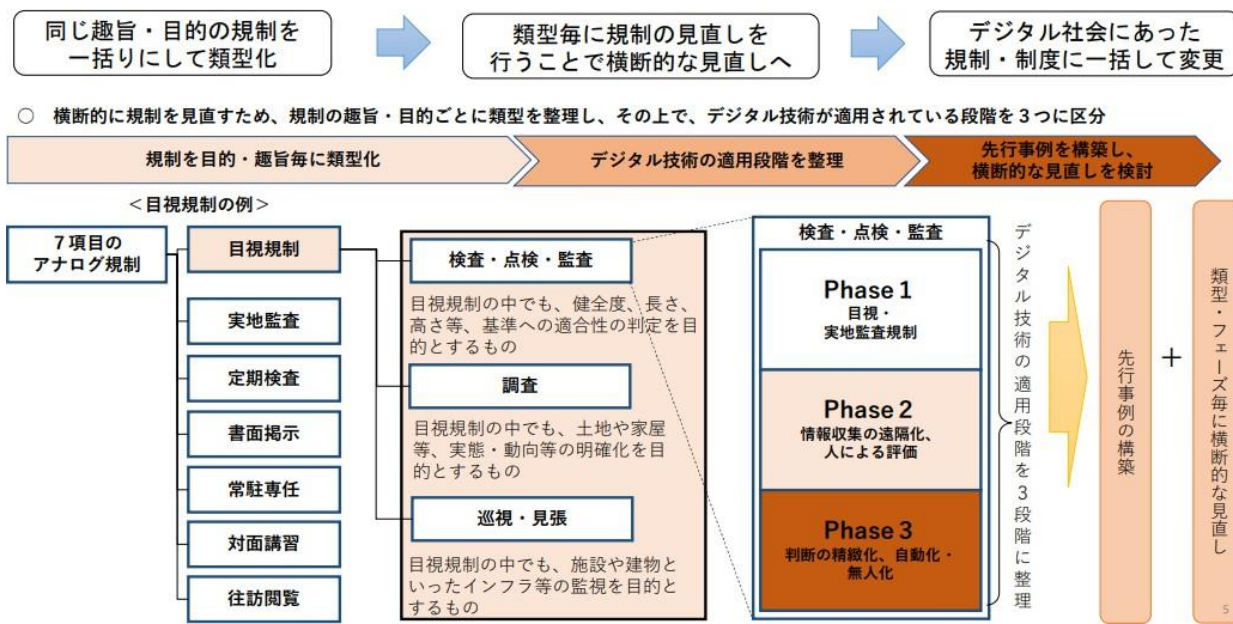
(縦覧の公告)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

類型	内容
類型1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

フェーズ	内容
フェーズ1	紙・人の介在
フェーズ2	デジタル原則に適合する手段を可とする
フェーズ3	デジタル完結を基本とする

【参考：国のアナログ規制点検・見直しにおける類型化とフェーズの考え方】



※ 出典：デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会）

## 7 進行管理

### (1) 工程表の策定

令和6年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定する。

### (2) 各部局等における進行管理

各部局等は、上記（1）工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部局長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

### (3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、大津市DX戦略本部において、定期的に進捗管理等を行う。